

《第二章・行き来を考察する。》

第二項 [行き来の行為と行為するものを考察して人 (プトガラ¹) に本性を否定する] に三項目がある。[章の著述を説く]、[了義の教証と合わせる]、[意味を要約して章の名を示す] である。

第一項 [章の著述を説く]

ここに言う。「もし、『生じる』を否定したことによって、勿論『滅は無い』等が成立するとも説こうが、縁起生において行き来の無いことを成立せられる為に、それを否定する特別な正理を述べなければならない。」

ここで行き来を否定することは、無漏の智慧の認識対象としての本性²である「行き来」を否定すると説かれたことと、第八章の註釈よりも「行く者」と「行く行為」の二つは相互関係して成立したけれど、自性として有るのではないと説かれたので、「行き来が自性としてある」が否定対象である。

これを否定するにあたり二項目がある。[詳細に説く]、[まとめ] である。

第一項 [詳細に説く] に二項目がある。[業³と行為者において、行為をそれぞれに否定する]、[業と行為者において、行為を共通に否定する] である。

第一項 [業と行為者において、行為をそれぞれに否定する] に四項目がある。[業を考察して否定する]、[行為者を考察して否定する]、[行為が有る理由を否定する]、[行為を考察して否定する] である。

第一項 [業を考察して否定する] に二項目がある。[三つの道において行為を共通に否定する]、[歩において行為を特別に否定する] である。

第一項 [三つの道において行為を共通に否定する]

そこで、行く行為が本性として有るならば、三つの道の何れか一つに有る必要があるが、それも合理ではない。

以前過ぎた道を行かないー「行く行為」は無い。(何故ならば)「行く行為」は現在であるが、行く行為が滅した(過ぎた)道の様相は、過ぎたものである故である。「先ず、」とは、否定する順序を示した。

¹ プトガラ：[序論] 脚注 50 参照。

² 無漏の…本性：[第1章] 26 頁脚注参照。

³ 業：ある者が動機をもって為す行為。

未だ過ぎていない道をも行くのではない。「過ぎていない」とは「行く行為」が未だ生じていないものであるが、「行く行為」は現在である故である。

「歩く（道）」にも「行く行為」は本性として無い。（何故ならば）行く者が以前に越えた場所である過ぎた所と、未だ超えていない場所である過ぎていない所の二所以外に、彼がその二つの何れでもなく「歩みつつある」実在の道を、正しい認識主体が知ることにならない故である。

『如何に、行きつつある足が踏んでいるまさしくその方向が〈歩く〉であるが、それも〈行く行為〉が滅した〈過ぎた（場所）〉と、行為が生じていない〈過ぎていない（場所）〉ではないので、〈“過ぎた”と“過ぎていない”以外（に無い）〉とは成立していない。』と思えば。

足も極微粒が集まったものに名付けられて設けられた故に、前後の多くの部分がある。その時、足の指にある極微粒の後方は、その「過ぎた（範囲）」に含まれるが、踵にある極微粒の前方は、その「未だ過ぎていない（範囲）」に含まれる。極微粒よりそれ以外の足も無いので、「過ぎた」と「過ぎていない」以外の「歩く」は無い。

『顕句論』でそのように説かれたが、それが双方ではない第三種を否定するとは合理ではない。合理であれば、足が踵から爪先までの場所を踏むことも不可能になる。（足の）前後の部分それぞれによって（道は）踏まれるけれど、それら以外の足も無い故である。爪先の後と踵の前の方向は、その二つの『過ぎた』と『過ぎていない』に属するけれども、その二つが踏む場所は、どちらでもない第三種であると捉える疑いを掃わないことは、足（の場合）に類似する。

他にも、歩きつつある道が無ければ、現在の道は無いが、そう見れば行為が滅した過去と、行為が生じていない未来の道も無いとなる。」といえは。

「過ぎた」「過ぎていない」とは、『顕句論』より「行為が滅した」と「（行為が生じていない）」として説かれるが、その二つの何れでもない「歩む」道が無ければ、斯くも説かれた過失になるけれども、ここではその二つの何れでもない「歩む」道が無いとは言わない。しかし、「歩む」道が自性として有ることを否定して、そこを行く行為を否定する。

それも、足が踏んでいる、足の爪先が踏んでいる後ろの道は、その部分の「行く行為」が滅しており、踵が踏んでいる前方はその部分の「行く行為」が未だ生じていないので、その二つに相對して、間のその道は「滅した行為」と「生じていない行為」の何れでもない第三分類として無い。その二部分の何れでもない自らの定義として成立した足が有るならば、「部分」に相互關係してその「間の道」は「双方でないもの」としては無くとも、「部分を持つもの」である足に相應して「双方でないもの」の第三分類として有るけれども、その二部分の何れでもない自性として

成立した足は無いので、それ（部分を持つもの＝足）に相応して、その道は「歩みつつある（道）」として、自性として存在するのではない。

もし『その〈間の道〉は、前後の二部分に相互関係して第三分類として無いけれども、前後の部分によって踏まれるその場合は、各々に相互関係して第三分類である。』と思えば。

註釈より、足の前後の部分について説かれたように、足指と踵の微細粒にも、東西の方向としての部分と関係する面から分析するように説かれているので、それらについてもその如く分析したまえ。

前述した「生じつつある」を否定する正理によっても否定される。このように、『生じた』と『生じていない』の二つは生じなくとも、『生じつつある』芽が生じる。」という者へ対しても、第三分類が斥けられる・斥けられない論法は前述と類似する。

他にも、芽の部分が何も生じていなければ、「まさしく生じていない」であるので、「一部分は生じたが一部分は生じていない」を「生じつつある」であると主張しなければならない。その時、半分生じて半分生じていないとなったが、その二部分以外の芽も無いので、「生じた」と「生じていない」の何れでもない「生じつつある」はない。

その如く、足の前後の二部分に相対してまさしく「過ぎた」「過ぎていない」であるが、その二部分の何れでもない足も自性として無いので、半分過ぎて半分過ぎていない「歩みつつある」も、自性として無い。足の諸々の部分は足ではないが、それらより別ものとしても足は無いので、自らの定義として成立した足は否定することができるが、足を否定することはできないとは既に説いた。また（後述で）説くことにもなるので、ここでは説かれなかった。

然れば、その正理によって、足が踏むその道が、部分を有する足に相互関係して、第三分類として本質によって存在することを否定するけれど、「過ぎた」と「過ぎていない」は正反対であるので（その両者ではない）第三分類を否定するのではない。（何故ならば）まさしく註釈より、「滅した」行く行為と「生じていない」行く行為の二つを「過ぎた」と「過ぎていない」であるとし、「現在が完了する行く行為」を「歩く」と説く故である。

ここで或る者が、「足の諸々の部分は足ではないが、それらより別ものとしても足は無いので、足は存在しない。そして『それぞれの部分によって』とは、踵から爪先までの間が踏むその道を（足は）踏まないが、それらより別ものとしてもそれを踏むものは無いので、その道が踏まれることは不可能である。」と言い、他の場合にも全くその通りに語り、中観の意味を説いていると唆すことも間々あるが、縁起生が中の意味であると説くにあたり、大きな誤りに陥っている。

第二項 [「歩く」において行為を特別に否定する] に二項目がある。[対論者を置く] と [それを否定する正理] である。

第一項 [対論者を置く]

「君が、『過ぎた』『過ぎていない』に、行く行為が『滅した』『生じていない』とまさしく示したことによって、足の上げ下げの行為である動作が存在する場所に、この『行く行為』が起こる。その動作も、或る行く者の『歩く』に認知されるそこに有る。何故ならば、動作とは『過ぎた』にも有るのではないが、『過ぎていない』にも有るのではないけれど、『歩く』に有り、動作が存在するまさしくその場所に『行く行為』が存在する故に、『歩く』に『行く』が有る。」と言う。ここで、(前述の)「歩く」という(言葉にある)「行く」(の意味)は、「その場所を行為が経過する」と認知される意味であるが、後者の「行く」(という言葉)は、「他の場所へ行った」という意味である。

「或るものの」という言葉を、仏護は「行く者」と説き、それは月称の御解釈であるとも映る。

清弁は、「そのようであれば、『それ故に』という言葉の相手が無くなる⁴ことと、動作と『行く』行為の拠所は『歩く道』であると確定するので、『或る者の歩みにおいて』という言葉においても、行為者が(行為の)拠所であるとは正しくないことと、以前に『過ぎた』と『過ぎていない』において『行く行為』を否定したので、『行く者の行為』は『歩く』に有ると既に成立している故に、『或るものの』という言葉は『行く者』(の意味)であると説くことは正しくない。」と言う。

仏護は、「何故ならば」や「或る時」と言っ、「それ故に」と「その時」を(論書中で)直接述べていないことが多くあり、「行きつつある」は「行く者」にも有るが、「過ぎた」「過ぎていない」に「行く行為」を先に否定したけれども、「過ぎた」「過ぎていない」に「行く」の開始を再度否定することは繰り返してないことと、類似である⁵と御考えになり、それらの過失があるとは思われなかった。

ここでそれも、「何故ならば、歩みにおいて、」⁶と訳すことは正確ではないので、

4 『それ故…無くなる：『根本中論』第2章2偈「或る所へ動くことがそこへ行くことであり、それも或るものの歩みにおいて、動きは過ぎたのではなく、過ぎていないのではない。それ故に、歩むに『行く』はある。」において、「歩むに『行く』はある。」の理由を示す「それ故に」に対応する意味が前述される。「或るもの」が「行く道」を表さず「行く者」を表せば、「歩む(道)に『行く』はある。」という対論者の理由に直結しない。

5 類似である：類似は、似ているが同じではないので、まったく同義を繰り返す過失にはならない。

6 「何故ならば、歩むに」：『顕句論(新訳)』に引用される『根本中論』第2章2偈2行目(上記脚注4参照)では、「それも、何故ならば、歩みにおいて、」と記されている。

旧訳の如くである。

ここで或る者が、「道については一般に『過ぎた』『過ぎていない』と、『超えた』『超えていない』の二つは正反対なので、その二つの何れでもない故に『歩く道』はあり得ないと前述の論書⁷で説かれているが、この偈⁸によって『過ぎた』と『過ぎていない』が正反対である理由を示した」と主張することは、合理ではない。(何故ならば) 第三分類が斥けられた「過ぎた」と「過ぎていない」に、行為が「滅した」と「生じていない」を当てはめる理由は成立しない故であり、『顕句論』より

「もし『過ぎていない』ならば、如何様に『行く』であろうか。また、『行く』ならば、如何様に『過ぎていない』であるのか」

と、「行く」ならば「過ぎていない」ではないと説くので、「(行く)は」(過ぎた)であると承認しなければならないが、そのようであれば行為は既に滅したので、「行く」であることは矛盾する故である。

それ故に、行く者が場所を超えることが「過ぎた」であり、未だ超えていないことは「過ぎていない」と説くので、「行きつつある」場所とは、一般に「超えた」「超えていない」の二つのうち「超えた(過ぎた)」所であり、河が土地を「超えつつある(過ぎつつある)」に似ている。

然れば、道においては一般に足が「超える(過ぎる)」と「超えていない(過ぎていない)」の二者択一であるけれど、自派においてはこの場合、この「過ぎた」と「過ぎていない」は、以前に説いたようであるので、道においてはその二者択一ではない。然れば、「過ぎたと過ぎていない(道)以外に」⁹という言葉も、その二つが正反対であることを理由として挙げたのではないが、本偈も正反対であるという理由を示すのでもない。

第二項 [それを否定する正理] に二項目がある。[対象を表す言葉と行為を表す言葉において、一方に意味があればもう一方に意味が欠如する] と、[双方に意味があれば、途方もない背理となる] である。

第一項 [対象を表す言葉と行為を表す言葉において、一方に意味があればもう一方に意味が欠如する]

「歩く」に「行く」が本性として有るとは、如何様であれば合理となろうか—合理にはならない。

理由は、或る時—何故ならば、「行く行為」が言葉の意味として無い「歩む」—

⁷ 前述の論書：『根本中論』第2章1偈。

⁸ この偈：『根本中論』第2章2偈。

⁹ 「過ぎた…以外」：『根本中論』第2章1偈3行目。「先ず、過ぎた道を行かず、過ぎぬ道をも行くのではない。過ぎたと過ぎていない(道)以外に、歩む道を知ることはない。」

「行きつつある」という言葉が合理でなければ、「行く行為」は「歩む」という言葉の意味として存在し、行為も一つしかないことと、「行く。」という言葉の意味として行くことがないことも正理ではない故である。¹⁰

然れば、「歩む(道)に」というだけのことはあり得るが、「行く」ということは合理ではない。

「もし『行く』というただそれだけと、『行く行為』の二つに関係がある」と主張するならば。

ある対論者の見解では「歩く」という言葉の意味において「行く行為」が無いものに、「行く行為」が依拠していると主張する方向においては、「歩む」と言う言葉の意味に一意として「行く行為」が無くなる背理になる。何故ならば一このように、行為は一つしかないが、それも『歩む』(道)を『行く』という後の(『行く』という)言葉の意味として有る故である。

ここで、『例えば〈木工師が木工をする〉という言葉において、木工をする行為は一つしかないけれども、〈木工をする〉とは〈木工師〉という意味でもあるが、〈木工をする〉という意味でもある如く、〈[歩く] (道) を [行く]〉という言葉もそのように主張するので、動詞と動詞の対象を表す言葉の何れか一方が意味を有するならば、もう一方は意味が欠如すると如何様になるか』と思えば。

行為と行為するものを世俗名称に従って設けるのみと主張する者には、そのように設けて良いけれども、「行く行為」のようなものを自らの定義として成立したと主張するならば、それは適わない。

このように、一般に足を動かす一つの行為は、行きつつある道と人の双方に依拠したことで、その行為は「歩む」と「行く」という二つ共の言葉の意味にもなるので、それと行為が一つしかないことは矛盾しないけれど、「道」と「行く者」が自らの定義としてそれぞれに成立した意味において、一つの法(現象)が共通に依拠したことは矛盾する。

「自相としてそれぞれであるものは、それらが一つの継続性に結ばれるとは正しくない。」¹¹

と説かれた如くである。

然れば、その「足を動かす行為」は、「行きつつある道」や「行く。」という二つの言葉両方の意味として有ることと、「行く行為」は一つしかないことの二つは矛盾するので、「一つの言葉に意味が有るならばもう一方は意味が欠如する」と説かれた。

¹⁰ 理由は…である。:『①歩む』(道)に『②行く』が有る」と言う時、行く行為は一つしかない。「行く」行為が付随しない「歩む」は無いので、『①歩む』(道)に」という言葉に実在の「行く」意味が存在するならば、『②行く』が有る」の「②行く」には実在の「行く」意味が無いことになるが、それは正しくない。

¹¹ 「自相…正しくない。」:『入中論』第6章61偈後2行。

第二項 [両方に意味があれば、途方もない背理となる]

「如何に。『歩む』と『行く。』という二つの言葉の意味としても、『行く行為』は有る。」といえは。

「歩むに」と「行く。」という二つ共の言葉の意味として「行く行為」が有るならば、「行く行為」が二つになる背理となる—或る「行く行為」によって「その道を歩む」という世俗名称が見られる一つと、或る者が「その道に行く」という、第二番目の「行く行為」である。

「二つの『行く行為』は勿論有る。何の過失があるのか。」といえは、「行く行為」が二つになる背理となれば、「行く者」である人（プトガラ）も二人になる、この過失がある。

その理由は、何故ならば、拠所である「行く者」無く、依るものである「行く行為」は合理でなくなる故であり、行為とは、行為対象、或いは行為者でも構わない—自らを成立させるものに相互関係したのであるが、この「行く行為」も「行為者（行く者）」に留まる故である。ここで「行く行為」は二つあるので、「行く者」が二人になる論法は、祭祀が右足を置く時、道と行為者に依拠した二つの「足を置く行為」は同時に有るべきであり、理由は以前に述べた如くである。その時、右足も二本有るべきであるが、左足を挙げることもそれに類似する。そのようであれば、二本目の足を持つ一人の祭祀が行くとしても祭祀が二人いることになるが、それは無いので、行為も二つ無い。それ故に、『歩む』に『行く行為』が自性として有る。」と言うことは合理ではない。

『如何に。一人の祭祀が居ながら話し、見ることもする時、一人の行為者が多くの行為を具えたと見られるように、一人の〈行く者〉に二つの〈行く行為〉が有る事は矛盾しない。』と思えは。

この返答として『頤句論』より、

「そうではなく、何故ならば、成し得るものが行為者であるが実在物ではない。行為が別であるので、それを成させるものである、成し得るものも別に成立したのであり、『居る行為』によって話す者になるのではない。」

と説かれた。その意味は、「これと前述の二つが等しくない理由は、前者のその行為にとって、実在物あるいは人が『行為者』であるので、右足を置く二つの行為が同一時に有るならば、二本目の足を持つ一人の人（プトガラ）がそれをする事はできないので、二人の人が必要になる。しかし後者の同時に成される『話す』等のそれぞれの行為においては、舌等の（行為を）成し得るものが行為者になる¹²ので、

¹² 舌等の…になる：「行為者」はチベット語から直訳すると「為すもの」となり、「もの」は所有者を表すが、必ずしも人（プトガラ）である必要はない。

(行為を) 成し得るものである複数の行為者が同時に有るけれども、人は同一時に複数いる必要はない。

もし『そう見るとしても実在物あるいは人は、一人であるので、単独の行為者に多くの行為が起こったのである』と思えば。

「話す」等の複数の行為が起こったように、その(行為を) 成し得るものである行為者も複数あるので、その考え方に従って一つの行為者に複数の行為が起こったのではない。しかし実在物、あるいは人である単独の行為者に複数の行為が起こっても、ここでは人が行為者ではないので、それに相応して一人の行為者に複数の行為が起こったのではない。

他にも、

「同一時に二本の右足を置くような、二つの似た行為の行為者も見られないので、一人の行く者に二つの『行く(行為)』は無い。」

とも説かれた。

ある註釈が「前者のようであれば、行く者である人(プトガラ)の一実在物に、二つの行く行為を否定することができないので、後者の如くが良い」と言うことは、「二つの行く行為によって行く者が二人になる論法」と「実在物は行為者ではないが、(行為者は) 成し得るものであるあり方」を理解せずに、大創設者へ対し批判を述べたのである。

そのようであれば、「先ず、過ぎた」等によって、行く場所である道に、「行く行為」が有ることを否定した。

第二項 [行為者を考察して否定する] に三項目がある。[行く者が行く(行為)の拠所として有ることを否定する]、[三種の人において、行く(行為)を一般的に否定する]、[行く者に行く行為を個別に否定する] である。

第一項 [行く者が行く(行為)の拠所として有ることを否定する]

「仮に、そこに行く所である道に『行く行為』は合理ではないとしても、『祭祀は行く。』と述べることより、『行く者』である祭祀に『行く行為』を認める。それ故に、『行く』は自性として有る。(何故ならば) 拠所である『行く者』がある故である。」といえは。

もし行く者が無くなれば一斥けられるならば、「行く(行為)が有る」とは合理ではなくなる。それは前述で、

「何故ならば、行く者が無ければ、」¹³

と、既に述べた。そう見るのであれば、行く者に依拠した「行く(行為)」とは何であろうか。

¹³ 「何故…無ければ、」: 『根本中論』第2章6偈3行目。

言う。『〈行く者〉に当たる行為は〈行く者〉より他のものとして有る。』とは言わぬが、『或る〈行く（行為）〉を具えたことによって〈行く者〉と名付けられる、その〈行く〉が有る。』と言う。」

分析した時、「行く者」から他の意味となった「行く」が無ければ、「自相としての『行く行為』を具えたことによって『行く者』がまさしく有る」と、何処でなろうか。（そうは）ならない。これによって、「行く行為」が自らの本質として有るならば、「行く者」より別本質として見出さなければならないが、そう見れば（行く行為が）「行く者」に相互関係したことを否定できるので、「行く者」の無い「行く（行為）」になるけれど、それは先に否定した故に、「その（行く行為の）拠所である『行く者』は無い。（何故ならば）依るものである『行く（行為）』が無い故である」と、「行く者」が行為の拠所であることを否定した。

第二項 [三種の人において、行く（行為）を一般的に否定する]

もし『行く（行為）』とは、自性として有る。（何故ならば）その面から『それを具える者が行く。』と述べられる故である。『行く（行為）』が無ければ、それを具える祭祀について『（祭祀が）行く。』とは述べない。杖が無ければ『杖を持つ者』とはならない故である。」といえよ。

「行く。」というその意味が自らの自性として有るならば、三様相を超えることは無いが、それも「行く者であるもの」は、行くことはない。それは後に説明しよう。先ず、前に「行く者」を否定して、それから他を否定する順序を示す。

「行く者ではない者」も行くのではない。その者は、「行く行為」と離れた故である。

「行く者」より他で、「行く者でない者」よりも他である「第三種の者が行くとなる」とはならない。それはあり得ない故である。

第三項 [行く者に行く行為を個別に否定する]

もし『〈行く者でないもの〉と〈行く者であり行く者でない〉より他のもの〉は行かないけれども、〈行く者〉は行くのだ。』と思えば。

一人の祭祀が行けば、「行く行為」は一つしかないが、それも「行く。」という言葉の意味として有り、「行く行為」が言葉の意味として無く「行く者」とは合理ではなくなる時、先ず「行く者が行く。」という意味が自らの本質として有ると、如何様に合理であるとなろうか。そうはならない。それは、行為を表す言葉が意味を具えるならば、行為者を表す言葉に意味が欠如することである。

「如何に。『行く者』という言葉の意味として『行く行為』は有る。」といえよ。「行く者」という言葉の意味として「行く行為」が有る対論者の説においては、「行く。」という言葉の意味として「行く行為」が無い「行く者が行く」という背理に

なろう。(何故ならば)「行く行為」は一つしかないが、それも「行く者」という言葉の意味として有る面より「行く者が行く」と主張する故である。それは、行為者を表す言葉が意味と共にあるならば、行為を表す言葉は意味が欠如することである。これも、「行く行為」は一つしかなく、その行為が自相として成立したならば、一つの言葉が意味と共にあるならばもう一方に意味が欠如すると、先に説いた如くである。

「如何に。『行く者』と『行く。』という二つの言葉の意味として『行く行為』が有ると主張するのだ。」といえよ。

もし「行く者が行く。」というこの言葉は、双方の(言葉の)意味として「行く行為」が自性として有るとなれば、足の上げ下げの、同種の「行く行為」が二つずつ、その時毎に有るといふ背理となる。(何故ならば)その「行く行為」によって「行く者」として現れる一(行く者と)述べられる「行く」と、「行く者」となつて「行く行為」であることを行なう、二つの「行く」となる。それを主張するならば、「行く者」も二人になることは前述の如く述べたまえ。

もし「そう見ても『祭祀が行く。』という世俗名称があるので、『行く』は有る。」といえよ。世俗名称が有ることにおいても、行く者である・行く者でないの何れに有るのかと考察したならば、合理ではないと既に分析してあるので、それは凡々である。

「先ず……」等の言葉によって、「これが行く」といふ、何が行くかという「行く者」が、自性として有ることを否定した。

第三項 [行為が有る理由を否定する] に五項目がある。[最初の始まりが有ることを否定する]、[行く所である道が有ることを否定する]、[行く(行為の)対処が有ることを否定する]、[最後の止まることを否定する]、[留まる理由を否定する]である。

第一項 [最初の始めが有ることを否定する]

『行く』は、自性として有る。(何故ならば)祭祀が居ることをやめて、行く(行為)を開始する故である。」といえよ。

それが有るとしても、(行く行為が)有る場所は三種類を超えることはないので、「行く(行為)」が完結した過ぎた(場所)で「行く(行為)」を開始することは無い。(何故ならば)そこでは「行く行為」が(既に)滅した故である。「行く(行為)」が過ぎていない(場所)でも「行く(行為)」を開始することは無い。(何故ならば)未来と現在は反する故である。「行く行為」を具える「歩む」においても「行く(行為)」の開始は有るのではない。(何故ならば)過去・未来の、「過ぎた」「過ぎていない」ではない「歩く(場所)」は自性として無い故と、そこに「行く行為」が有

るならば、その行為は二つになる故と、そう見れば行く者が二人になる故である。

そのようであれば、一切において「行く（行為）」の始めが見られず、

「何処で『行く（行為）』を始めようか？」¹⁴

と、説かれた。

それらは、道が有るとしても「行く（行為）」の開始は不合理であるとする正理である。

ここで、「行く（行為）」を始める道そのものを否定する。「行く行為」を始める以前に祭祀が座していた時には、何処かで「行く（行為）」を始めるとなる「歩む道」は無く、（行為が）過ぎた道も無い故に、その二つに「行く（行為）」の始めは無い。

「もしもその時、その二つは無くとも、過ぎていない（道）があり、そこで『行く（行為）』を始めるのだ。」といえは。

過ぎていない（道）とは、「行く行為」を始めていないのであれば、そこに「行く（行為）」の始めが何処にあらうか。（それは）無い。

第二項 [行く所である道が有ることを否定する]

もし「勿論、三つの道に『行く（行為）』の始めは無いけれども、三つの道は有る。『行く（行為）』が無ければ、これらは適わない。」といえは。

『行く（行為）』の始めが有るならば、何処かで行く行為が滅したことは『過ぎた』であり、何処かで（行く行為の）現在形となったものは『歩む』であり、何処かで生じていないものは『過ぎていない』ところである。」と考察されるが、一切の様相において考察したならば、「行く（行為）」の始めが一切の様相において現れる一まさしく認識されることが無い時、「過ぎた」とは何であるか？「歩む」も何であるか？「過ぎていない」も何であるか？と尽く考察されて、（存在が）成立しないので、誤って三時制を考察することを、何故するのか？

然れば、それが述べられる因（理由）である「行く（行為）」も、本性として無い。

第三項 [行く（行為の）対処が有ることを否定する]

もし「それに対処が有るものは有る。光と闇、あちらとこちら、迷いと確信の如くである。『行く（行為）』にも対処である『住（留まる）』が有るので、（行く行為は）有る。」といえは。

「住」が自性として有れば「行く（行為）」も自性として有るとなるものであるが、それは無い。このように、それが有るならば三様相を超えることは無いが、それも先ず、「行く者」は居らない。それは以降で述べる。

「行く者でない者」も居るのではなく、行く者ではない祭司が居るのであれば、

¹⁴ 「何処…するの。」：『根本中論』第2章12偈。

それに他の「居る（行為）」が何をしようか？これも、行為が自相として成立したならば、「居る者」であると既に成立した後で再度「居る」ことにならなければならない過失である。

「行く者・行く者でない者より他の第三分類の者が、居ることになる」とはならない。（何故ならば）それはあり得ない故である。

もし『行く者でない者』と『行く者である者・ない者より他の者』は居らずとも、『行く者』そのものが居るのである。」といえよ。

先ず、『行く者』が居る。」と言うことが如何様に道理となろうか？（それは道理とは）ならない。ある時—何故ならば、「行く行為」が言葉の意味として無い場合、「行く者」とは道理にはならない故である。

然れば「この者が居る。」と述べる時、そこに「住（留まる）」と相反する「行く」は無い。

第四項 [最後の止まることを否定する]

『行く（行為）』は自性として有る。（何故ならば）『行く（行為）』より退く（止まる）ことが有る故であり、『行く（行為）』より止まれば、『居る（行為）』を始める故である。」といえよ。

「止まる（行為）」が自性として有るならば、止まる所は三所を超えることは無いが、それも「歩む（道）」より止まるとはならない。（何故ならば）自性として有る「歩む（道）」は認められていない故と、ただの「歩む（道）」は有るとしても、そこでは前述のように行為が不合理である故である。過ぎた道より「行く（行為）」は止まるのではない。（何故ならば）そこには「行く行為」が無い故である。過ぎていない道よりも（行く行為は）止まるのではない。（何故ならば）そこにも「行く行為」は無い故である。それ故に、「行く（行為）」が止まることは自性として無い。

他の二つの道に「行く行為」が止まることは、世俗としても無いけれど、「歩く（道）」に（行く行為が止まることは）、勝義として無い。

第五項 [留まる理由を否定する]

もし『行く（行為）』の相方となる『住（留まる行為）』が無いので『行く（行為）』が無ければ、ならば『行く（行為）』が成立させられる為に『住（留まる行為）』を成立させようではないか。それが成立したことによって『行く（行為）』が成立したのである。それ故に、『住（留まる行為）』は自性として有る。（何故ならば）その相方が有る故である。相方というのも『行く（行為）』である。」といえよ。

「住（留まる行為）」を成立させる為に挙げた「行く（行為）」とは、「行く（行為）」が成立させられる為に挙げた「住（留まる行為）」に対して、

「先ず、行く者は居らず・・・」¹⁵

等によって批判が述べられたと同様に、「先ず、留まる者は行かず・・・」等によって二偈の読み方を変えて批判する。

「如何に。『行く（行為）』をやめて『住（留まる行為）』を始めるが、それが有る故に、『住（留まる行為）』は有るのだ。」といえよ。

「住（留まる行為）」に入ること一始めにおいても「行く（行為）」の始めを否定する為に、

「過ぎた（道）に『行く』の始めは無く・・・」¹⁶

等によって批判が述べられたと同様に、「住（留まる所）に住（留まる行為）の始めは無く・・・」等によって、三偈の読み方を変えて批判する。

『如何に。祭祀が留まって、〈住（留まる行為）〉より返るならば〈行く（行為）〉を始めるので、〈住（留まる行為）〉を止めることが有る故に、『住（留まる行為）』は有る。』と思えよ。

「住（留まる行為）」を止めることも、「行く（行為）」を止めることを否定する為に、

「歩む（道）から止まるとならず・・・」¹⁷

等によって批判が述べられたと同様に、「住み（留まり）つつあるより止めず・・・」等によって、二行の読み方を変えて批判する。

それ故に、「住（留まる行為）」は自性として無いので、「行く（行為）」が成立すると何処でなろうか。

第四項 [行為を考察して否定する] に二項目がある。[「行く者」と「行く（行為）」において、同一か別かと考察して否定する] と [「行く者」とする行為に、第二の行為の有無を考察して否定する] である。

第一項 [「行く者」と「行く（行為）」において、同一か別かと考察して否定する]

『行く（行為）』と『入る（行為）』と『止まる（行為）』は、三種の道か、『行く者』である・ないという二者か、それより他に有ると述べることはできないけれども、祭祀が歩みを進めることを見て、『それ（祭祀）は行く者である』となるので、『行く者』と『行く行為』は本性として有る。」といえよ。

祭祀が「歩み」を進めるという「行く行為」と、「歩みを進める者」である「祭祀」の二つが本性として有れば、同一本性か別本性の何れかとして成立しなければならないけれど、その「行く行為」と「行く者」の二つは「そのもの」－「同一本

¹⁵ 「先ず・・・」：『根本中論』第2章15偈。

¹⁶ 「過ぎた…」：『根本中論』第2章12偈。

¹⁷ 「歩む…」：『根本中論』第2章17偈。

性」であるとも適わぬが、『行く（行為）』と『行く者』の二つはまさしく別本性」であるとも適わない。

また、「如何様に適わないのか？」といえ、もし「行く行為」であるまさしくそれと「行く者」の二つが同一本性であるとなれば、「行為者」と、業そのもの—「行為」も、まさしく同一である背理となるので、「これは行為である」「これは行為者である」という違いを分けることができなくなる。しかし「断つ行為」と「断つ者」は同一でもない。「それ故に、その二つは同一本性として成立していない。」と、反転させた論式を放つのである。¹⁸

「もしまた、『行く行為』と『行く者』が自性としてまさしく別であると考察するならば、その時『行く者』に相互関係しない『行く（行為）』と、『行く行為』に相互関係しない『行く者』が有ると認識されるとなるが、そのように捉えるのもないので、その二つは別本性として無いのである。」と反転させた背理を放つ¹⁹のである。自相としてそれぞれに成立したならば、(互いに) 頼ることが不合理である壺と絨毯の如く、無関係として行くという正理である。

もし「吾輩は、『行為者』と『行為』の二つが別の意味として成立したことは無いので、他であるとも主張しないけれど、その二つは述べ方が別である故に、同一であるとも主張しない。したがって、その(同一・別の) 両者が無いとしても、その(行為者・行為の) 二つは成立した。」といえ。

「行為者」と「行為」であるものは、同一事物—同一本性そのものか、他事物—他本性そのものとして成立したことが有るのでなければ、その二つが自らの本質として成立したことが如何様に有るのかを述べたまえ。然れば、それは、単なる考察のみである。²⁰

『同一本性と別本性を正しい認識が否定したならば、本性として存在する第三分類は、認識面でも退かなければならないけれど、ここで、その双方として成立していなくとも〈本性として有る〉と捉えるこれは、如何様なものであるか?』と思えば。

18 「それ故に…である。：背理の論式は『行く者』と『行く行為』は、行為者と行為が全く同一であるのか?『行く者』と『行く行為』は同一本性である故に。」であり、それを反転させると『行く者』と『行く行為』は、は同一本性として成立していない。(何故ならば) 行為者と行為は全く同一ではない(分けることができる) 故である。」と証成の論式を想起させることができる。

19 反転…放つ：背理の論式は『行く者』と『行く行為』は、『行く者』に関係しない『行く行為』と、『行く行為』に関係しない『行く者』が有ると認識されるとなるか?『行く行為』と『行く者』二つは自性として他性である故に。」であり、それを反転させると『行く者』と『行く行為』の二つは自性として他性ではない。〈行く者〉に関係しない〈行く行為〉と、〈行く行為〉に関係しない〈行く者〉が有ると認識されない故である。」と証成の論式を想起させることができる。

20 単なる…である。：ただの考察のみに尽き、本当のあり方ではない。

それぞれの実名によって理解される対象が、別として無いことが「同一」の意味²¹と、無関係・別他の意味として有ることを「別」の意味であると認識して、『その二つとして成立していないけれども本性として有る』と思うものである。同一本性と別本性を正しい認識によって否定して、その疑いが起こったのではない。

犢子部²²がプトガラは恒常・無常の何れでもない言うことも、それより推し量り理解したまえ。

第二項 [「行く者」とする行為に、第二の行為の有無を考察して否定する]

「ここで、『行く者である祭祀が行く。』ということは、世間に公認されている。そこで、『言説者が言葉を言う。』『行為者が行為をする。』というにあたり、『言説者』である故にまさしく言葉を『言う』のである如く、行く者である故に『行く』ことによって、『行く者』あらしめる『行く (行為)』そのものが、『行く (行為)』であるので、斯くも述べられた過失とはならない。」といえよ。

その「行く (行為)」によって「行く者」とすると顕現させる「行く (行為)」とは、その「行く者」となった者が行くのではない—行くとならない。あるいは行かせるのではない。何故ならば—このように、「行く行為」の以前に「行く者」が有れば、その「行く者」がその道を行くとなるが、祭司である者が、他の意味である村か都市の何かへ行くと見られる如く、「行く行為」の以前に、それに相互関係しない「行く者」は無い故である。

「行く者」あらしめるまさしくその行為が、「行く者」を行かせる「行為するもの」であるならば、その二つに前後 (関係) が必要であるこれは、自らの自性として成立した「行く行為」においてであるが、世俗名称としてそのように主張するもの²³にではない。

「如何様に」といえば、例えば、『芽が生じる (生える)。』という場合に、『生じる』であろう芽が『生じた』以前に無ければ『生じる』は不合理であるが、有るならば再度生じる必要はない。²⁴と、「生じる」が自相として成立したことを否定するように、「行く者」とされるだろう祭祀は、行く行為が「生じた」以前に無ければ、彼が行くとは不合理であるが、有れば (既に) 「行く者」として成立している

²¹ それぞれの…意味：全く同じ。直接付けられた名称をそれぞれ聞いて、それによって認識される意味が別ではない—同じである意味。同音同義。

²² 犢子部：仏教小乗学派毘婆沙部一派。人 (プトガラ) は恒常・無常何れとも言い難く存在すると主張する。

²³ 世俗名称…もの：世間一般でいわれる「行く行為」と「行く者」等。

²⁴ 「『芽が…ない。：「芽が生じる」という場合に、顕現する (生じた) 以前に芽が無ければ、芽の行為である「生じる」も存在しないので、「芽が生じる」は不合理である。しかし生じた以前に「生じる芽」が存在するならば、既に存在する芽が再度顕現する (生じた) となる必要はない。

ので、再度行く必要はない。もし、「行く者」として成立してからも行かなければならないならば、「行く者」であるとする（行く）行為そのものがそれを行かせるのではないので、(二つの「行く行為」が) 前後して成立したものでなければならない。

阿闍梨御二人（仏護・月称）ともが前述の如く説いたことに対して、『般若灯論』において、

「そのようであれば、『ある時、〈行く〉が無ければ、』²⁵という折に、行く者が行くことを否定したことに重複する。」

と、説かれてはいるけれども、その偈では「行く行為」は行為を表す言葉の意味として有るが、「行為者」を表す言葉の意味として無いことを否定するので、大きな違いがある。

『如何に。『行く者』あらしめる行為そのものが行くのではないけれども、それより他の第二の行為が行くのである。』と思えば。

或る「行く行為」によって「行く者」であると顕現させるその行為より他の第二の行為も、その「行く者」を行かせる行為ではない。何故ならば、たった一人の「行く者」に「行く行為」が二つあることは不合理である故である。これにも前述の如く、

「重複になる過失と、他の行為を否定していないことと、『行く行為』は一つだけ有ると承認しているので、それを具える故に「行く者」が行くとして成立する過失がある」

と説いてはいるけれども、第一の過失が無いことは前述と類似する。別義（別他の意味）になる背理の論難を示し、「一人の『行く者』に二つの『行く行為』が有るとなる。」と、対論者が主張しない背理を放っただけであるので、それらの過失は無い。

「諸々の前述の内容は、論書前後²⁶の両方が、『行く』を行為であると承認せずに、『行く者』によって成立させられる行為対象であるという承認を、否定するのである。」²⁷ということも不合理である。（何故ならば）「行く者」あらしめる行為そのものが、「行く（行為）」を為すかどうかと考察して否定していると、非常に明らかである故である。

「言説者が言葉を言う。」や「切る者が樹を切る行為をする。」等も、そのように否定したまえ。

²⁵ 『ある時、…ければ、』：『根本中論』第2章16偈。

²⁶ 論書前後：『根本中論』第2章16偈と23偈。

²⁷ 「諸々の…である。」：『根本中論』第2章16偈・23偈に対する清弁の解釈。

「『行く者が行く』と言う時、『行く』の本質は行為としての『行く』には無い。『行く』の本質は、『〈行く者〉という言葉に含まれる〈行く〉』が成立させる対象である。」という対論者の承認を、『根本中論』上記2偈の両方が同じように（重複して）否定する。

第二項 [業と行為者において、共に行為を否定する]

「行く者」である者となない者については前述したけれど、「行く者であり行く者でないとなった者」は、一部に相對して「行く者」であり、一部に相對して「行く者ではない」と主張するのであるが、まさしくそれを前述で双方でない者としても説かれ、(ここでの意味も)類似している。「行く」とは「ここに行く」－「行かれるもの(所)」である。三つの様相とは、「過ぎた」「過ぎていない」「歩む」であると、『仏護註』より説かれた。そのようであれば、「行く者であるとなった」者は、「行かれる所」である「過ぎた」と「過ぎていない」と「歩む」の三様相の道において「行く(行為)」を為さず－他の二つ²⁸にもその様に当てはめる。

『顯句論』より、「行く(行為)であるもの」と「行く(行為)でないもの」と「行く(行為)であり、行く(行為)ではないもの」と三つに分けて、それにおいて「行く(行為)」を為さぬことは、第八章で示すと説かれた。

第二項 [まとめ]

何故ならば、そのように分析したならば、「行く者」と「行かれるもの(所)」と「行く(行為)」は見つからない故に、「行く行為」と「行く者」と「行かれるもの(所)」の三つは本性として有るのではない。世間では、概ね多くの行為を表す世俗名称の力によって、事物に対して欲を起こすが、諸々の行為のなかで「行く行為」が主要であるので、それにおいて自性として有ることを否定したならば、残りの行為対象や行為するもの一切もその如く了解することになるので、「行き来」について本性の否定を説かれた。

「この場所からあちらへ行く(行為)」そのものは、その(あちらの)場所に居るものにとって「来る(行為)」であるので、それについて本性を否定する正理は、別個に説かれなかった。

第二項 [了義の教証と合わせる]

そのように『〈行き来〉は本性が欠如するという深甚な意味を、僅かな論争によって証明した。』という思いを斥ける為と、『行き来』が無いと説かれた一切の善説はこの章によって説明されるのである。」と示す為に、了義の教証と合わせて一部を語れば、『大遊戯経』より、

「種子が有れば、芽はかの如くであり、種子であるものは、芽そのものではない。それより他ではなく、それでもない。そのように恒常ではなく、断滅ではなく、法性である。」

と説かれた。これによって、種子そのものが芽に変移して行くことと、芽は種子より他のものよりこちらへ来ることを否定した。前者の如くであれば恒常となるけれ

²⁸ 他の二つ: 「行く者でない者」と「行く者であり行く者でない者」の二つ。

ど、そのようではないので、芽の時においても壊れずに留まる恒常ではない。後者のようであれば、種子である因に相互関係せず起こるので、種子の（物質的）継続性が断滅するとなるけれど、そうではないので、種子の（物質的）継続が切断されるのでもない。

「印章より印章の凸部は映るけれども、その印章が移行したと認められることも、有るのではない。そこにそれは無く、他にではない。そのように有為は、恒常が無く、断滅が無い。」

ということで、印章から、印章の凸部の様相が捺印した所に映るけれど、その印章はそこへ移り行くことなく、印章より他からもそれが来たのではないことを例として、一切の有為も、果が生じる時に何処からも来ず、因が滅す時に何処へも行かず、常断より離れると説かれた。

「鏡面や穀物油の諸々の器を、化粧した女性が見たならば、その幼子はそれに欲望を起し、欲望を満足させる為にも、酷く走り回る。（女性の）面は、そこにも移るのではなく、映った面影には、全く（女性の）面は見つからない。それらの蒙昧な者達が欲望を生じさせられるように、一切法（現象）はその如く知りたまえ。」

ということで、顔の映像が鏡等に映り現れたならば、顔そのものがそこに移り行くことは無いけれど、他の顔から映像が来るのでもないことを例として、前述の如く知るべきであると説かれた。

前述の論書において「行き来」を否定したのは、足の上げ下げの「行き来」を否定したのではあるけれども、それはただ（考察の方法を）象徴するのみなので、「一切の有為に『行き来』を否定した意味も、それらの正理によって知りたまえ。」と理解する為に、経証を合わせられた。

『三昧王経』よりも、

「その時、悪業無く十力を具えた、その勝者はこの最高の禅定を説かれる。有（輪廻）の衆生は夢のようであり、ここに生まれず、誰も死ぬことは無い。有情である人や、命者も見出さず、これらの法（現象）は、水面の泡や浮き木に似ている。幻のようで虚空の稲妻に似ており、水面の月に似て逃げ水の如くである。幾らかの人がこの世間でも死んで、他の世間へ移行して行くことは無いけれども」

と説かれ、これによって、有情において前世よりここに来ることと、ここよりあちらへ行くという本性を否定した。（何故ならば）探してもそれらは見つからない故である。

『その時、業（行為）を為す者と結果を経験する者は無いので、因果は適わないのか？』との思いを斥ける為に、

「為された業はいつ時も無駄にはならない。輪廻であろうとも白黒（の業）

の果は熟す。恒常としてではなく、断滅するとならず、業を積んだことは無く、留まることも無い。それも、為して（結果に）触れるとならないのではない。他者が為した（業の結果）を（自らが）感受することも無い。移行することは無く、後に再び来ることは無い。一切は有るのではなく、無いのでもない。ここで見解の在処に入り込むことは、清浄ではない。」

と説かれた。「為された業・・・」という部分は、「輪廻・・・」という部分で説明されるが、結果が出るまで留まることは無いので、恒常を否定する。「それも、・・・」という部分で、為した（業）は無駄にならないと示して、断滅を否定する。「他者が・・・」という部分で、為さなかった（業の結果）と遭遇ことを否定する。「後に再び来ることは無い」という部分は、既に異熟²⁹が実ってから、再度（結果が）出ないことである。

本性として成立しておらず世俗として有るので、「有るのではなく、無いのでもない。」この世間で、有（実在）無（虚無）の辺執見³⁰の拠所に入り込むことは、「清浄」一解放されることではない。

『宝積経』よりも、

『生者達よ。何処へ行くのか？何処から来たのか？』

彼らが言った。『尊者須菩提よ。何処へも行くことは無く、何処からも来ることは無い故に、世尊が法を示されました。』

と説かれた。

そのようであれば、本章での諸々の正理は、これに似た「人（プトガラ）と法（現象）に行き来が無い」と示す一切の教えを視る眼であるので、先にこの正理に良く通曉し、そのもとでその秘訣によってそれら一切の教えの意味を説明したまえ。

第三項 [意味を要約して章の名を示す]

「行く者」である者と、そこを「行く所」である場所と、そこを「行く行為」は、名前という世俗名称に従って有ると設けられただけではなく、（それらの）意味自体の本質の力によって存在すると捉える執心をよく認識して、それから、捉えているように有るか・無いかと探求した時には、そのように有ることに対して、前述した諸々の正理によって多くの面から論難が降りかかるさまを確認したまえ。それも、多くの様相で分析して正理によって否定することは、自らの本質として有るものに、「行為対象」「行為」「行為者」の構成の何れも不合理であることを了解させる為であるが、「行き来」等が無いと示す為ではない。そのように了解するならば、先に「行き来」等の一切の世俗名称は、自らの本質として有ることとする心のありかを転移して、『自らの本質として成立した本性が欠如するのみにおいて、それら行為

²⁹ 異熟：異熟因。第1章脚注325参照。

³⁰ 辺執見：有無の極辺に執着する見解（〔序論〕脚注4・69参照）。

と行為するものが合理である。』と思う確信を導かなければならない。

それについて、

「行為者と業（行為）によって、残余の事物について知りたまえ。」³¹

という部分の『顕句論』より、

「行く（行為）と行く者が自性として有ることを否定して、まさしく相互関係して成立したのであると知りたまえ。」³²

と説かれた如くである。それも、「行く者は行く（行為）に依拠しており、行く（行為）そのものも行く者に、依拠して起こる以外、成立する因は見られない。」と当てはめることがこの意味である。

最初に具現した粗い「行き来」と、それから前世間（前世）よりここに「来る」ことと、ここよりあちらへ「行く」ことについても合わせて、本性が無いさまを確認しなさい。それから、法（現象）としての諸事物にも、生じる時何処からも来ず、滅す時何処へも行かないことに、正理の言葉を転移させて適用し、他の一切の行為・行為するものに対してもそのようにしなさい。

それによって、真如を分析する智慧が非常に向上し、「行く」「踏む」「寝る」「居る」の一切のおこないが幻の如く現れるようにもなるだろう。

「行き来を考察する」という二十五偈の我性である、第二章の解説である。

DECHEN 訳

³¹ 「行為者…なさい。」：『根本中論』第8章13偈。

³² 「行く…たまえ。」：『顕句論』第8章13偈後2行説明部分。

「行く（行為）と行く者や、視られる対象と視るものや、性相と事相や、起こされる対象と起こすものや、その如く、支分と支分を持つものや、功德と功德を持つものや、量と所量等の、余すこと無いそれら事物を、業（行為）と行為者の分析によって自性として有ることを否定して、まさしく相互関係して成立したのであると知りたまえ。」